

丹波篠山市緊急通報体制整備事業について（同意書）

丹波篠山市長 様

丹波篠山市緊急通報体制整備事業の実施に際して下記の事項について同意し、貴市及び委託事業者並びに関係機関等に対し、いかなる苦情又は損害賠償を申し立てることはいたしません。

1. 設置及び撤去に関する事項

緊急通報装置設置時に行う緊急通報システム受信センター（以下、「受信センター」という。）との通信テストに不具合が生じた場合は、緊急通報システム設置を中止します。

設置する際に住宅にビス穴等、壁に穴が開くことや撤去時の原状回復について、市及び受託業者へ責めを一切請求しないことを了承します。

2. 緊急通報システム利用に関する事項

N T Tアナログ電話回線以外の電話回線を利用する場合は停電、通信会社の不具合等による不通報や音声不良等により通常のサービスが提供されない場合があります。

3. 既設通信装置に関する事項

インターネットの通信速度が低下したり、電話音声に雑音が入る可能性があります。また、停電時や通信会社の工事等で通信できない場合があります。

4. 弁済に関する事項

緊急通報装置（ペンダントを含む）及びその他機器について、故意過失により紛失や毀損した場合、その弁済費用は利用者の負担となります。

令和 年 月 日

申請者（利用者） 住所

氏名 _____ 印

※自署の場合は押印は不要です

住所

親 族

氏名 _____ (続柄 _____) 印

※自署の場合は押印は不要です